

平成 15 年第 3 回三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要																
◎予算 (10件) 総務局	平成 15 年度三重県一般会計補正予算 (第 2 号) 平成 15 年度三重県交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号) 平成 15 年度三重県中央卸市場事業特別会計補正予算 (第 1 号) 平成 15 年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算 (第 1 号) 平成 15 年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) 平成 15 年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算 (第 1 号) 平成 15 年度三重県水道事業会計補正予算 (第 1 号) 平成 15 年度三重県工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号) 平成 15 年度三重県電気事業会計補正予算 (第 1 号) 平成 15 年度三重県病院事業会計補正予算 (第 2 号)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>10 件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">議案 36 件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>7 件</td> </tr> <tr> <td>その 他 議 案</td> <td>19 件</td> </tr> <tr> <td>報 告 定 出</td> <td>14 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>54 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 現段階での予定案件であり、今後若干の変更がある場合がある。</p>	予 算	10 件	}	議案 36 件	条 例	7 件	その 他 議 案	19 件	報 告 定 出	14 件	提 出	4 件	計	54 件		
予 算	10 件	}	議案 36 件															
条 例	7 件																	
その 他 議 案	19 件																	
報 告 定 出	14 件																	
提 出	4 件																	
計	54 件																	

区 分	件 名	概 要
◎条例案 (7件) 総務局	いなべ市の設置に伴う関係 条例の整理に関する条例案	いなべ市の設置に伴い、関係条例の規定を整理するものである。 (平成15年12月1日から施行) (主な改正項目) ・次に掲げる条例において規定を整理する。 (1) 三重県地域農業改良普及センター条例 (2) 三重県立高等学校条例 (3) 三重県公営企業の設置等に関する条例 (4) 三重県流域下水道条例 (5) 三重県行政機関設置条例 (6) 都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模等を定める条例
地域振興部	三重県の事務処理の特例に 関する条例の一部を改正す る条例案	地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて改正を行うものである。 (平成15年12月1日(一部平成15年11月1日)から施行) (主な改正項目) ・いなべ市の設置に伴い、規定を整備する。 ・租税特別措置法の規定による所轄税務署長への通知(農地転用の許可に係るものに限る。)の事務は、伊勢市、安濃町、美杉村、大宮町、紀勢町及び大内山村が処理するものとする。 ・農地転用の許可(他の市町村の区域にわたるものを除き、農地の面積が2ヘクタールを超えないものに限る。)等の事務は、伊勢市、大宮町、紀勢町及び大内山村が処理するものとする。 ・農地転用の許可(他の市町村の区域にわたるものを除き、農地の面積が2ヘクタールを超えないもので、一定のものに限る。)等の事務は、安濃町及び美杉村が処理するものとする。 ・その他規定を整備する。

区 分	件 名	概 要
農林水産商工部	三重県手数料条例の一部を改正する条例案	<p>肥料取締法の一部改正に伴い、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥料の登録等に係る手数料についての規定を整備する。
総務局	三重県県税条例の一部を改正する条例案	<p>地方税法の一部改正に伴い、県民税、事業税及び自動車税等についての規定を整備するものである。 (平成16年4月1日(一部平成16年1月1日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の上場株式等の配当等に対する県民税として、配当割を創設する。 ・一定の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等に対する県民税として、株式等譲渡所得割を創設する。 ・資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人(現行の所得課税法人に限るものとし、公益法人等を除く。)に対し、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって課する法人事業税を創設する。 《いわゆる外形標準課税の導入》 ・排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については自動車税の税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置を講ずる。《いわゆる自動車税のグリーン化》

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	三重県いなば園条例の一部を改正する条例案	<p>知的障害者更生施設の県内における設置状況にかんがみ、入所定員の改正を行うものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者に係る入所定員を120人(現行150人)とする。 ・その他規定を整備する。
県土整備部	三重県公共事業再評価審査委員会条例の一部を改正する条例案	<p>三重県が実施する公共事業の効率性及び実施過程の透明性の確保及び向上を図るため、三重県公共事業再評価審査委員会条例の題名並びに設置、所掌事務及び組織についての規定を改正するものである。 (平成15年11月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の題名を三重県公共事業評価審査委員会条例(現行 三重県公共事業再評価審査委員会条例)に改める。 ・三重県が実施する公共事業の効率性及び実施過程の透明性の確保及び向上を図るため、三重県公共事業評価審査委員会(現行 三重県公共事業再評価審査委員会)(以下「委員会」という。)を置くものとする。 ・委員会の所掌事務に次の事項を加える。 <ul style="list-style-type: none"> ア 三重県が実施した公共事業の効果について三重県が行った評価に関する事項 イ その他評価の実施に関する事項 ・委員会は、委員10人以内(現行7人以内)で組織するものとする。
警察本部	三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例案	<p>いなべ市の設置等に伴い、警察署の位置及び管轄区域について必要な改正を行うものである。 (平成15年12月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県員弁警察署の位置をいなべ市に改め、同警察署の管轄区域をいなべ市及び員弁郡の全区域に改める。 ・その他規定を整備する。

区 分	件 名	概 要
<p>◎その他議案 (19件)</p> <p>地域振興部</p>	<p>市町の境界変更について</p>	<p>亀山市と鈴鹿郡関町との申請に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、市町の境界を変更するものである。 (亀山市に編入する区域) 鈴鹿郡関町大字白木一色字山田 646 の 4 ほか 55,375.31 m² (鈴鹿郡関町に編入する区域) 亀山市白木町字鷺山 370 の 2 ほか 39,949.84 m²</p>
<p>農林水産商工部</p>	<p>県営土地改良事業に対する市町村の負担について</p>	<p>国の事業再編に伴い、「経営体育成基盤整備事業」および「水田農業振興緊急整備事業」が新設されたため、土地改良法第91条第6項の規定により、市町村負担金を徴収する。</p>
	<p>農林水産関係建設事業に対する市町村の負担について</p>	<p>国の事業再編に伴い、「経営体育成基盤整備事業」、「水田農業振興緊急整備事業」および「ふるさと水と土ふれあい事業／事業計画策定費」が新設されたため、地方財政法第27条第1項の規定により、市町村負担金を徴収する。</p>

区 分	件 名	概 要
教育委員会	住民訴訟に係る弁護士費用の負担について	<p>住民訴訟の勝訴に係る弁護士費用について、地方自治法等の一部を改正する法律（平成14年法律第4号）附則第4条の規定により、なお従前の例によつてとされる同法による改正前の地方自治法第242条の2第8項の規定に基づき、県が負担するものである。</p> <p>○事件名 津地方裁判所平成14年（行ウ）第24号損害賠償請求住民訴訟事件</p> <p>○負担額 720,300円</p>
農林水産商工部	工事請負契約について	<p>中南勢2期地区広域農道事業松阪工区2号トンネル工事</p> <p>工事場所 (自) 松阪市上蛸路町地内 (至) 松阪市山室町地内</p> <p>契約金額 604,800,000 円</p>
県土整備部	工事請負契約について	<p>一般国道477号四日市湯の山道路国補道路改良工事（東名阪アンダー工）</p> <p>工事場所 (自) 四日市市菅原町 (至) 四日市市平尾町 地内</p> <p>契約金額 2,646,000,000 円</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	工事請負契約について	主要地方道久居美杉線緊急地方道路整備（B改良） （仮称井生トンネル）工事 工事場所 （自）一志郡一志町井生 （至）一志郡白山町御衣田 地内 契約金額 1,005,900,000 円
	工事請負契約について	宮川流域下水道（宮川処理区）外宮幹線（第3工区）管渠 工事 ○場所 伊勢市吹上2丁目地内～岩渕1丁目地内 ○契約金額 712,950,000 円
地域振興部	工事請負契約について	三重県防災通信ネットワーク整備工事 ○場所 三重県内全域 ○契約金額 6,499,500,000 円
県土整備部	工事請負契約の変更について	主要地方道久居美杉線（須渕B P）緊急地方道路整備 （B改良）（仮称）須渕2号トンネル工事 工事場所 一志郡美杉村八知 地内 契約金額 変更前 1,417,500,000 円 変更後 1,386,651,000 円
	工事請負契約の変更について	中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）安濃幹線 （第1工区）管渠工事 ○場所 津市栗真中山町地内～江戸橋1丁目地内 ○契約金額 変更前 1,289,431,500 円 変更後 1,284,698,100 円

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	工事請負契約の変更について	<p>宮川流域下水道(宮川処理区)外宮幹線(第2工区)管渠工事</p> <p>○場所 伊勢市吹上2丁目地内～船江2丁目地内</p> <p>○契約金額 変更前 908,250,000 円 変更後 860,009,850 円</p>
地域振興部	財産の取得について	<p>熊野古道センター(仮称)建設用地の取得</p> <p>○場所 尾鷲市大字向井字村島谷1-1他 36筆</p> <p>○面積 土地 37,751.06 m²</p> <p>○契約金額 432,430,003 円</p>
県土整備部	財産の取得について	<p>電子県庁・電子自治体推進事業用導入機器の購入 (平成10年度に配備したパソコンを更新するもの)</p> <p>○契約金額 143,288,176 円</p>
県土整備部	県道の路線廃止について	<p>道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、県道の路線を次のとおり廃止するものとする。</p> <p>路線番号 105</p> <p>ふくしまふかや</p> <p>路線名 福島深谷線</p> <p>起 点 桑名市大字東方字福島前</p> <p>終 点 桑名市大字下深谷部字山之原</p> <p>県道の路線の廃止については、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を要する。</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>有料道路の事業変更に関同意 するについて</p>	<p>三重県道路公社が次のとおり志摩開発有料道路（第Ⅱ期）の事業を変更することについては、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第7条の18第1項の規定により同意するものとする。 事業名 志摩開発有料道路（第Ⅱ期） 変更内容 有料道路における身体障害者割引措置の変更に伴う料金事項の変更</p>
	<p>有料道路の事業変更に関同意 するについて</p>	<p>三重県道路公社が次のとおり伊勢二見鳥羽有料道路の事業を変更することについては、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第7条の18第1項の規定により同意するものとする。 事業名 伊勢二見鳥羽有料道路 変更内容 有料道路における身体障害者割引措置の変更に伴う料金事項の変更</p>
<p>総務局</p>	<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するため、協議するものである。 （事務受託を廃止する団体） 北勢町、員弁町、大安町、藤原町、西員弁清掃組合</p>

区 分	件 名	概 要
地域振興部	出資について	<p>関西国際空港の第二期整備事業に際し、事業主体である関西国際空港（株）に対し、関西圏の地方自治体及び経済界とともに増資するものである。</p> <p>○県の増資額 95,000 千円</p>
<p>◎報告 (14件) 県土整備部</p>	専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)	<p>県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求及び明け渡し請求の訴えの提起（和解を含む。）を行った。</p>
農林水産商工部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	<p>平成15年1月15日四日市市新正4丁目地内の市道において発生した北勢県民局農林商工部(調整・産業政策チーム)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。</p> <p>損害賠償額 283,949 円</p>
警察本部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	<p>平成14年11月13日松阪市曲町地内の市道において発生した、松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。</p> <p>損害賠償額 52,495 円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部つづき	<p>専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成15年3月27日桑名郡長島町地内の国道23号において発生した、桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 311,192円</p> <p>平成15年4月4日四日市市河原田町地内の駐車場において発生した、鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 当事者① 267,422円 当事者② 153,626円 計 421,048円</p> <p>平成15年4月27日桑名市大字五反田地内の県道桑名東員線において発生した、桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 582,750円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成15年4月30日桑名市大字星川地内の私有地において発生した、捜査第一課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 4,200円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成15年5月2日上野市湯屋谷地内の市道において発生した、上野警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 46,200円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成15年6月5日上野市平野中川原地内の駐車場において発生した、上野警察署に係る自動車の公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 88,337円
県土整備部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成15年3月7日一志郡一志町波瀬地内の県道一志美杉線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 847,899円

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成15年3月7日一志郡一志町波瀬地内の県道一志美杉線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 28,000円</p>
	<p>専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成15年3月28日一志郡美杉村八手俣地内の県道松阪青山線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 216,150円</p>
	<p>専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成15年5月11日名張市夏秋地内の県道奈良名張線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 238,497円</p>
<p>病院事業庁</p>	<p>議会の議決すべき事件以外の 契約等について</p>	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約 契約の名称 オーダリングシステム賃貸借契約 契約金額 1,079,853,600円</p>

